

第91回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年8月29日（火曜日）午前10時

場所 大阪府大東市深野南町1番1号

当社講堂

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	2
計算書類	14
監査報告書	23
株主総会参考書類	25

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
平成29年8月28日（月曜日）午後5時まで

証券コード 6496
平成29年8月10日

株 主 各 位

大阪府大東市深野南町1番1号
株式会社 中北製作所
代表取締役社長 中 北 健 一

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大東市深野南町1番1号 当社講堂
3. 目的事項
報告事項 第91期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.nakakita-s.co.jp>）に掲載することにより、お知らせいたします。
3. 当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承くださいようお願い申し上げます。株主のみならずまにおかれましても軽装にてご出席ください。

(添付書類)

事業報告

平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、所得・雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調にありましたが、英国のEU離脱問題や米国新政権移行に伴う影響なども懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このような経営環境にあつて当社は、主要な販売先の造船業界では新造船市況が低調で、価格競争も厳しい状況のなか受注獲得に努め、陸上関連においてもガス・蒸気タービン向けのバルブ、発電プラントの受注について積極的な営業活動を展開し、修理やメンテナンス関連の部品注文の獲得にも注力しました。また、社内においても、生産性向上に関する改革・改善に取り組んでおります。

当期における受注高は、19,387百万円（対前期比19.1%減）となり、4,570百万円前期を下回りました。品種別にみますと、自動調節弁8,771百万円、バタフライ弁5,161百万円、遠隔操作装置5,454百万円となり、対前期比では、それぞれ1,163百万円減、3,011百万円減、394百万円減となりました。

売上高では、タンカー等船用関連が順調に推移し、21,678百万円（対前期比11.0%増）となり、2,141百万円前期を上回りました。品種別では、自動調節弁8,965百万円、バタフライ弁7,045百万円、遠隔操作装置5,667百万円となり、対前期比では、それぞれ245百万円減、1,693百万円増、693百万円増となりました。輸出関連の売上高は、中国向けの増加に伴い4,783百万円となり、前期を499百万円上回りました。当期末の受注残高は期首に比べて2,290百万円減の13,978百万円となりました。

利益面では、当社の技術力をより発揮できるタンカー向け製品の販売増加により、経常利益は1,774百万円（対前期比39.2%増）、当期純利益は1,203百万円（対前期比42.1%増）といずれも大幅な増益となりました。

(2) 対処すべき課題

国内の景気は緩やかな回復基調にあるものの、当社の主要な受注先であります造船業界におきまして受注環境は厳しい状況にあります。このような環境のなか、受注獲得に向けたきめ細かな営業活動に注力し、また、更なる生産性向上への努力を継続し、投資推進、人材育成を柱とする企業体質の強化に努めることにより厳しい競争に勝ち抜いていく所存であります。

株主のみなさまにおかれましても、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金を含む必要な資金については、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第88期	第89期	第90期	第91期
	25. 6. 1 から 26. 5. 31まで	26. 6. 1 から 27. 5. 31まで	27. 6. 1 から 28. 5. 31まで	28. 6. 1 から 29. 5. 31まで
受 注 高(千円)	18,539,823	18,727,413	23,957,480	19,387,391
売 上 高(千円)	18,387,159	16,768,324	19,536,735	21,678,335
当 期 純 利 益(千円)	917,449	595,302	846,612	1,203,105
1 株当たり当期純利益 (円)	48.25	31.49	45.17	65.24
総 資 産(千円)	25,298,108	25,346,638	26,646,781	26,357,236

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 主要な事業内容

次の製品の製造販売であります。

自 動 調 節 弁	自力式調整弁、他力式調整弁、遠隔操作弁、シリンダー弁、安全弁、空気式自動制御機器、空気式アクチュエータ、原子力プラント用弁、過熱蒸気減圧減温装置、その他各種自動制御用特殊弁および調節機器
バ タ フ ラ イ 弁	手動・遠隔操作式バタフライ弁
遠 隔 操 作 装 置	船用荷役およびバラスト遠隔操作装置、船用遠隔液面指示警報装置

(6) 主要な営業所および工場

本社・工場 大阪府大東市深野南町1番1号
 東京営業所 東京都港区浜松町1丁目27番17号 三和ビル
 北九州営業所 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目11番15号 小倉興産KMM別館

(7) 従業員の状況

従業員数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
343名	+ 4名	41.4才	14.3年

(8) 主要な借入先

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	300,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000
株式会社りそな銀行	150,000
三井住友信託銀行株式会社	150,000
日本生命保険相互会社	100,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,164,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,164,000株
- (3) 株主数 1,762名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ミヤキタコーポレーション	2,211	11.99
中 北 健 一	1,026	5.57
宮 田 彰 久	572	3.10
黒 田 知 子	571	3.10
中 北 仁 子	570	3.10
渡 部 育 子	570	3.09
宮 田 和 子	545	2.96
宮 田 宏 章	531	2.88
株式会社三井住友銀行	432	2.35
三井住友信託銀行株式会社	400	2.17

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式724,808株を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中北 健一	経営企画室長兼管理部門管掌 営業本部長兼技術部管掌 工務部長兼資材調達部長 弁護士、高田機工株式会社社外監査役
代表取締役副社長	宮田 彰久	
専務取締役	池田 昭彦	
取締役	高崎 元之	
取締役(社外)	大井 成夫	
取締役(社外)	山本 和人	
常勤監査役	黒木 宣行	
監査役(社外)	大嶋 文夫	
監査役(社外)	今西 草雄	

- (注) 1. 当期中に就任した取締役
平成28年8月30日開催の第90回定時株主総会において、新たに高崎元之、山本和人の両氏は取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 当期中に任期満了により退任した取締役および監査役

地 位	氏 名	退任事由	退任日
代表取締役専務取締役	大平 文人	任期満了	平成28年8月30日
取締役	水元 範男	任期満了	平成28年8月30日
取締役(社外)	川端 伸也	任期満了	平成28年8月30日
監査役	杉本 照明	任期満了	平成28年8月30日

3. 当社は取締役大井成夫、山本和人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 当期中に取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異 動 年 月 日
宮田 彰久	取締役経営企画室長 兼技術部開発室長	代表取締役副社長 経営企画室長兼管理部門管掌	平成28年8月30日
池田 昭彦	常務取締役営業本部長 兼技術部管掌	専務取締役営業本部長 兼技術部管掌	平成28年8月30日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人数 (名)	支給額 (千円)
取 締 役	9	118,410
監 査 役	4	26,400
合 計 (うち、社外役員)	13 (5)	144,810 (19,500)

- (注) 1. 上記には、平成28年8月30日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役山本和人氏は、高田機工株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大井 成夫	当期に開催の取締役会14回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での経営者としての経験から、必要に応じ意見を述べています。
	山本 和人	平成28年8月の取締役就任後に開催の取締役会10回中9回に出席し、弁護士としての専門的な知見から、必要に応じ意見を述べています。
社外監査役	大嶋 文夫	当期に開催の取締役会14回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での経営者としての経験から、必要に応じ意見を述べています。また、当期に開催の監査役会14回すべてに出席し、監査についての重要事項の協議を行っています。
	今西 章雄	当期に開催の取締役会14回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での経営者としての経験から、必要に応じ意見を述べています。また、当期に開催の監査役会14回すべてに出席し、監査についての重要事項の協議を行っています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
優成監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	15,000千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の相当性、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人について、会社法・公認会計士法等の法令に違反する行為または公序良俗に反する行為その他の事項を総合的に勘案し、必要と認める場合には、監査役会の判断に基づき会計監査人を解任または不再任とする議案の内容を決定する方針であります。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

5-1 当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性については十分認識しており、経営の迅速な意思決定、透明性、公正性を高めるため、内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であり、内部統制システム構築の基本方針を次のとおりとする。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
当社は、コンプライアンスの不徹底が当社の経営基盤を揺るがしうることを十分認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置づけし、その実践のためコンプライアンスマニュアルを定め、取締役および使用人が法令、定款その他社内規程を遵守し、社会規範等に沿った行動をとる指針とする。
また、内部通報制度としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等の違反を早期に発見し、未然に防ぐとともに、必要な改善を図ることで、業務の健全性を高める。コンプライアンス・ホットラインに通報した者は、当該通報を理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および情報セキュリティマニュアル、書類管理規程等の社内規程に従って、適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と現実化を未然に防止するため、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが現実化したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程、マニュアル等を整備して、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、取締役会規則により定めている事項および付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。日常の職務執行については、職務権限分掌規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、当社の子会社の事業が適正に行われているかどうかについて、子会社の取締役に対して定期的に報告を求めるとともに、内部監査室の監査等によるモニタリングを行う。さらに、子会社に対しても上記（1）から（4）および（7）の事項についての体制を必要な範囲で準用する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から補助使用人を任命することとする。その人事は、取締役と監査役が協議して決定する。補助使用人を任命した場合の補助使用人の指揮命令権は監査役に属するものとする。監査役の監査にあたっては、内部監査室の監査結果を活用する。また、内部監査室は、監査役との協議により、必要に応じて監査役が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、5号）

監査役は、取締役会のほか、取締役ならびに各職場の部長および所属長が出席し、毎月1回定期的に開催される総合会議等に出席することができるものとし、重要な意思決定の過程および業務の執行を把握するとともに、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができるものとする。

また、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとする。当社監査役への報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (8) 監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役職務の執行に係る諸費用については、監査役から費用の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

監査役が、その職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席する。また、監査役は代表取締役、内部監査室、顧問弁護士、会計監査人と定期的に意見交換する。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を別途定め、代表取締役社長の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用・評価する体制を構築する。

- (11) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては総務部が総括部署となり、河北ブロック企業防衛協議会、所轄の警察および顧問弁護士と連携をとりながら、毅然とした態度で対応する。

また、外注先、下請先とも「反社会的勢力の排除に関する覚書」を交わし、反社会的勢力との関係遮断についての取り組みを推進する。

5-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（会社法施行規則第118条第2号）

(1) コンプライアンス

コンプライアンスの基本方針に基づき「中北の行動規範」を遵守し、コンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス・マニュアル」を運用し、継続的な社内教育を実施することにより、コンプライアンスの徹底を図りました。コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で調査・審議・検討し、対応策を決定しました。

また、コンプライアンス違反の未然防止、相談、対応を目的とした内部通報制度の窓口として内部監査室または社外弁護士へのコンプライアンス・ホットライン（電話、FAXおよびメール）の運用を継続しました。

反社会的勢力への対応については、取引先、外注先等と暴力団排除条項を含んだ契約書での契約締結を継続しました。

(2) リスク管理

当社の事業活動に係るリスクへの対応に関する基本方針を「リスク管理基本規程」に定め、リスクの分類を行い、リスク管理体制の整備に努めました。また、リスクの現実化の可能性およびその影響度をリスク管理委員会で審議・検討し、リスクに対応した管理に取り組みました。

加えて、情報セキュリティを確保するための管理策である「情報セキュリティ・マニュアル」に則り、情報セキュリティ委員会で社内外の情報セキュリティに関する事案を収集・審議し対応を決定のうえ、情報セキュリティ環境を強化し、リスク管理に取り組みました。

(3) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、財務報告に係る「内部統制実施計画書」を策定し内部統制活動を実施しました。内部統制活動については、財務報告に係る内部統制委員会で実施状況を報告し、内部統制評価を実施しました。

(4) 内部監査

内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

貸借対照表

平成29年5月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	26,357,236	(負 債 の 部)	5,878,025
流 動 資 産	21,249,537	流 動 負 債	5,547,244
現金及び預金	6,232,169	支払手形	52,304
受取手形	345,225	電子記録債権	2,171,371
電子記録債権	2,101,454	買掛金	1,293,682
売掛金	6,064,772	1年内返済予定の長期借入金	900,000
有価証券	1,600,149	未払金	136,391
製品	1,194,975	未払費用	104,398
仕掛品	1,466,405	前受金	120,046
原材料	1,570,805	賞与引当金	226,000
前渡金	500,000	製品保証引当金	130,000
繰延税金資産	190,954	未払法人税等	396,943
その他の流動資産	25,203	その他の流動負債	16,104
貸倒引当金	△42,580	固 定 負 債	330,781
固 定 資 産	5,107,699	繰延税金負債	45,076
有形固定資産	3,017,823	退職給付引当金	173,562
建物	795,134	役員退職慰労引当金	45,160
構築物	130,129	資産除去債務	37,890
機械及び装置	443,012	その他の固定負債	29,092
車両運搬具	2,596	(純 資 産 の 部)	20,479,211
工具器具備品	95,844	株 主 資 本	20,075,577
土地	1,551,106	資 本 金	1,150,000
無形固定資産	19,452	資 本 剰 余 金	1,479,586
ソフトウェアその他	19,452	資本準備金	515,871
投資その他の資産	2,070,423	その他資本剰余金	963,715
投資有価証券	1,934,035	自己株式処分差益	963,715
関係会社株式	29,000	利 益 剰 余 金	17,822,310
従業員長期貸付金	5,325	利益準備金	287,500
その他の投資	103,531	その他利益剰余金	17,534,810
貸倒引当金	△1,467	別途積立金	8,000,000
資 産 合 計	26,357,236	繰越利益剰余金	9,534,810
		自 己 株 式	△376,320
		評価・換算差額等	403,634
		その他有価証券評価差額金	403,634
		負 債 純 資 産 合 計	26,357,236

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

平成28年 6 月 1 日から
平成29年 5 月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,678,335
売 上 原 価		18,088,849
売 上 総 利 益		3,589,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,975,893
営 業 利 益		1,613,592
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	72,241	
不 動 産 賃 貸 料	128,776	
為 替 差 益	98	
雑 収 入	12,382	213,499
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,777	
不 動 産 賃 貸 費 用	38,810	
雑 損 失	3,508	52,096
経 常 利 益		1,774,995
税 引 前 当 期 純 利 益		1,774,995
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	599,000	
法 人 税 等 調 整 額	△27,110	571,889
当 期 純 利 益		1,203,105

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計	評価・換算等 差 額	その他有価証券 評価差額金
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,150,000	515,871	963,715	287,500	8,000,000	8,700,511	△375,625	19,241,973	332,640	
当期変動額										
剰余金の配当						△368,807		△368,807		
当期純利益						1,203,105		1,203,105		
自己株式の取得							△694	△694		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									70,993	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	834,298	△694	833,603	70,993	
当期末残高	1,150,000	515,871	963,715	287,500	8,000,000	9,534,810	△376,320	20,075,577	403,634	

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの……………期末の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
（リース資産を除く）……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用することとしております。
無形固定資産
（リース資産を除く）……………定額法
リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
製品保証引当金……………販売した製品の初期調整費用及び無償によるサービス費用に係る支出に備えるため、過去の実績等に基づいて算定した金額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、翌期から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してはりましたが、平成17年8月30日開催の株主総会において役員退職慰労金制度が廃止されましたので、以降の期間に対応する引当額は計上しておりません。なお、退職金の支払時期は役員の退任時としております。

(5) 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当期から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,061,043千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。 | |
| ①短期金銭債権 | 17千円 |
| ②短期金銭債務 | 20,673千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|------------------|-----------|
| ①営業取引による取引高 | 229,382千円 |
| ②営業取引以外の取引による取引高 | 4,800千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 発行済株式の総数 (普通株式) | 19,164,000株 |
| (2) 自己株式の数 (普通株式) | 724,808株 |
| なお、当期中に単元未満株式の買取りにより1,301株増加しております。 | |
| (3) 剰余金の配当に関する事項 | |
| 平成28年8月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。 | |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 184,404千円 |
| 1株当たり配当額 | 10円00銭 |
| 基準日 | 平成28年5月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年8月31日 |
| 平成29年1月10日の取締役会において、次のとおり決議しております。 | |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 184,402千円 |
| 1株当たり配当額 | 10円00銭 |
| 基準日 | 平成28年11月30日 |
| 効力発生日 | 平成29年2月3日 |
| (4) 当期に係る定時株主総会の決議により行う予定の剰余金の配当に関する事項 | |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 331,905千円 |
| 1株当たり配当額 | 18円00銭 |
| 基準日 | 平成29年5月31日 |
| 効力発生日 | 平成29年8月30日 |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	52,554千円
役員退職慰労引当金	13,674千円
賞与引当金	69,743千円
製品保証引当金	40,118千円
その他	145,089千円
繰延税金資産合計	321,180千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	175,301千円
繰延税金負債合計	175,301千円
(差引繰延税金資産純額)	145,878千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産はありませんが、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引に関しては、為替変動のリスクに備えるため外貨建売掛金の月ごとの入金予定額の範囲内で契約する方針を採っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジ有効性評価を行っております。

デリバティブ取引に関しては、主要取引銀行との通常の契約であるため、リスクはほとんどないと認識しております。取引の執行・管理については経理部にて行っております。なお、明文の管理規程は特に設けておりません。

有価証券及び投資有価証券は株式及び債券等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

1年内返済予定の長期借入金は、運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,232,169	6,232,169	－
(2) 受取手形	345,225	345,225	－
(3) 電子記録債権	2,101,454	2,101,454	－
(4) 売掛金	6,064,772	6,064,772	－
(5) 有価証券及び投資有価証券	3,355,150	3,353,741	△1,409
資産計	18,098,773	18,097,364	△1,409
(1) 支払手形	52,304	52,304	－
(2) 電子記録債務	2,171,371	2,171,371	－
(3) 買掛金	1,293,682	1,293,682	－
(4) 1年内返済予定の長期借入金	900,000	900,030	30
負債計	4,417,359	4,417,389	30

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	179,033
関係会社株式	29,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,110円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 65円24銭 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年7月12日

株式会社中北製作所
取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 本 間 洋 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 陶 江 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 好 慧 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中北製作所の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月14日

株式会社中北製作所	監査役会
常勤監査役 黒 木	宣 行 ㊟
社外監査役 大 嶋	文 夫 ㊟
社外監査役 今 西	章 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、安定した配当を継続することを基本とし、当該期の業績や翌期の予想を斟酌し、具体的配当額を決定しております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき18円（金銭による総額331,905,456円）の配当金を当期末における株主様に対してお支払いさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株につき28円となります。なお、期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）は平成29年8月30日であります。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年7月18日開催の取締役会の決議により、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的とし、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条および第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年12月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

15,232,800株

【ご参考】

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成29年12月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>76,164</u> 千株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,232,800</u> 株とする。
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかきたけんいち (昭和24年1月25日生) 再任	昭和48年4月 当社入社 昭和60年8月 当社取締役 営業本部長 平成5年8月 当社常務取締役 営業本部長 平成9年2月 当社代表取締役常務取締役 営業本部長 平成11年8月 当社代表取締役専務取締役 営業本部長 平成16年8月 当社代表取締役社長 (現任)	1,026,544株
2	みやたてるひさ久 (昭和55年1月31日生) 再任	平成19年8月 当社入社 平成21年6月 当社資材調達部次長兼製造企画室次長 平成24年3月 当社営業部次長 平成26年6月 当社技術部開発室長 平成26年8月 当社取締役 技術部開発室長 平成28年1月 当社取締役 経営企画室長兼技術部開発室長 平成28年8月 当社代表取締役副社長 経営企画室長兼管理部門管掌 (現任)	572,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	いけ だ あき ひこ 池田昭彦 (昭和30年7月20日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成17年8月 当社取締役 技術部長 (装置設計担当) 平成20年8月 当社取締役 営業本部長兼技術部長 (装置設計担当) 平成21年1月 当社取締役 営業本部長 平成21年8月 当社常務取締役 営業本部長 平成22年8月 当社常務取締役 営業本部長兼技術部管掌 平成28年8月 当社専務取締役 営業本部長兼技術部管掌 (現任)	4,000株
4	たか さき もと ゆき 高崎もとゆき (昭和33年7月5日生) 再任	昭和56年10月 当社入社 平成15年5月 当社資材部次長 平成15年9月 当社資材部長 平成21年6月 当社資材調達部長兼生産管理部長兼製造企画室長 平成26年11月 当社工務部長 平成28年8月 当社取締役 工務部長兼資材調達部長 (現任)	1,000株
5	おお い じげ お 大井成夫 (昭和24年3月31日生) 再任 社外 独立	昭和46年4月 株式会社京都銀行入行 平成10年6月 同行検査部長 平成13年6月 同行取締役 (人事部長委嘱) 平成17年6月 同行常務取締役 平成22年6月 京銀カードサービス株式会社 代表取締役会長 平成26年4月 学校法人聖母女学院 監事 (現任) 平成27年6月 京銀カードサービス株式会社 相談役 平成27年8月 当社 社外取締役 (現任) 平成29年8月 学校法人同志社 監事 (現任)	1,000株
6	やま もと かず と 山本和人 (昭和45年11月23日生) 再任 社外 独立	平成12年10月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 第一法律事務所 (現 弁護士法人第一法律事務所) 入所 (現任) 平成21年3月 ニューヨーク州弁護士登録 平成28年6月 高田機工株式会社 社外監査役 (現任) 平成28年8月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 高田機工株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大井成夫、山本和人の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1)大井成夫氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監視する役割を担っていただけるものと判断したためであります。
- (2)山本和人氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度かつ専門的な知識・経験等を有しており、取締役会等において、法的見地から公正、平等な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
4. 大井成夫、山本和人の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、大井成夫氏が2年、山本和人氏が1年となります。
5. 当社と大井成夫、山本和人の両氏は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案が承認可決された場合は、引き続き当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、大井成夫、山本和人の両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
やま もと たく じ二 山 本 卓 二 (昭和24年11月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	昭和47年4月 立石電機株式会社（現 オムロン株式会社）入社 平成5年4月 同社モーター事業推進室長 平成7年9月 同社欧州統轄本社 副社長 平成12年4月 同社計測監視機器事業部長兼産機コンポ統轄事業部長 平成13年6月 同社執行役員兼オムロン岡山株式会社社長 平成15年4月 同社コントロール機器統轄事業部長 平成17年6月 同社執行役員常務 平成21年4月 同社米州統轄本社会長兼欧州統轄本社社長 平成27年6月 IDEC株式会社 社外取締役（現任） IDEC株式会社 社外取締役	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本卓二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山本卓二氏を社外監査役候補者とした理由は、制御機器メーカーでの海外事業の立ち上げや事業戦略の立案に携わり、経営全般にわたる豊富な知識と経験から、適切な助言を得られると判断したためであります。
4. 山本卓二氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場所：大阪府大東市深野南町1番1号

当社 講堂

<道順> JR学研都市線（片町線）^{すみのどう}住道駅下車、徒歩15分
府道8号線（大阪生駒線）東へ約1.2km

